

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の 業務の実績等に関する評価の基準

平成 27 年 9 月 1 日

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

決定

令和元年 6 月 24 日

一部改正

令和 3 年 4 月 6 日

一部改正

「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価指針」という。）に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務の実績等に関する評価の基準（以下「本基準」という。）を、以下のとおり定める。

1 総論

（1）評価の第一目的

「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」（※）という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現につながるよう、評価を行うことが重要である。

※ 「研究開発成果の最大化」とは「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標策定指針」という。）Ⅲの 1（2）の「研究開発成果の最大化」をいう。

（2）評価の重点

個々の「研究開発課題（事業）」については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）においても、また、重要度等に応じて国の関与の下でも、高度な専門的知見・経験等を踏まえた研究開発評価（「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 24 年 12 月 6 日内閣総理大臣決定）を踏まえた評価）が行われている。

このことを踏まえ、主務大臣（内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣。以下単に「主務大臣」という。）による評価においては、個別具体的な事業、取組等についてこれらの評価結果を適切に活用した上で、「法人としての研究開発成果の最大化」、「法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営」について重点的に評価を行う。

その場合であっても、個別具体的な事業、取組等についても適切に確認・評価することは必要である。

2 評価体制

(1) 評価を行う部署

機構の業務の実績の評価に当たっては、研究開発成果の最大化に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、内閣府日本医療研究開発機構担当室が中心となって、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課、厚生労働省大臣官房厚生科学課、経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課とともに評価を実施する。

また、評価の客観性を担保するため、内閣府大臣官房政策評価広報課で評価結果を点検する。

(2) 日本医療研究開発機構審議会

日本医療研究開発審議会（以下「審議会」という。）は、研究開発の専門性等に鑑み、3つの法人分類のうち国立研究開発法人の分類のみに制度的に明確に位置付けられている審議会の一つであり、主務大臣が機構の中長期目標の策定及び評価の実施に際して重要な役割を果たすことが期待されている。そのため、審議会の委員構成は、高度な知識及び経験を有する者からなる、専門性と多様性の双方を重視したものとする。

審議会は、主務大臣が機構から提出された自己評価書等を基に、年度評価、見込評価、中長期目標期間実績評価、中長期目標期間中間評価及び中長期目標の期間の終了時の検討を行うに際して、研究開発に係る事務及び事業に関する事項について、第三者の立場から、社会的見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言を行う。その際、中長期目標・中長期計画の策定時に主務大臣、機構の理事長とともに確認した評価軸（※）等を活用しながら、自己評価書の正当性・妥当性、理事長のマネジメントの在り方等についても確認し、機構の研究開発成果の最大化や、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保に向けた運営改善につながる提言を行う。

また、機構の目標の策定、評価に関して密接不可分な事項（制度運用に関するものなど）についても検討するなど、機構の機能強化に向けて積極的に貢献する。

※ 「評価軸」とは目標策定指針Ⅲの5（1）⑤の評価軸をいう。

3 各評価の目的・趣旨・基本方針

主務大臣が行う各評価は、以下の目的・趣旨・基本方針に基づき行うものとする。

(1) 年度評価（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の6第1項第1号に定める、各事業年度の終了後に実施される業務の実績評価）

① 年度評価は、機構の「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的とし、「研究開発成果の最大化」及び「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」のため評価対象年度以降の業務運営の改善等にも資するものとする。また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。

② 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価、中長期目標期間中間評価）は、評価の結果を中長期目標期間等終了時の機構の業務の継続又

は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討、新中長期目標の策定等に活用することを目的とすることから、目標期間における業務の実績を最終的に判定し、機構の政策実施機能の担い手としての有効性を判断する必要がある。そのため、当該目標期間中に達成すべきとされた目標の達成状況を目標項目ごとに的確に把握できることが重要である。

一方、年度評価は、「目標期間中の業務運営は、法人の自主性・自律性に委ねる」という国立研究開発法人の特性に鑑みれば、中長期目標期間評価とは異なり、当該目標期間中の各年度において、中長期目標の着実な達成を確保する上で支障となると考えられるものなどの業務運営上の課題を的確に抽出できることが重要である（特に、当該目標期間終了時における目標の達成が危ぶまれる場合には、その理由を分析し、指導や業務改善命令により是正する必要があるほか、分析結果によっては、中長期計画の変更を求める必要があり、そうした課題の有無の把握は重要である。）。

そのため、年度評価については、業務運営上の課題の抽出に特化させるようなメリハリをつけることによって、より一層、効率的にその効果を発揮させることができると考えられることから、事務・事業の特性や目標の内容、目標の重要性等、目標・計画の達成状況などに応じて、例えば、

- i) 中長期目標期間終了時における着実な目標の達成を確保する上で支障となると考えられる機構の業務運営上の課題、他の部門における業務運営改善の検討に資するような事例、他の部門への資源の再配分の可能性や必要性の検討に資するような事例等の抽出
- ii) 中長期目標の策定過程において、中長期目標期間終了時に達成されるべき成果やその水準を具体化できず、中長期目標期間中に結論を得るような目標を定めている場合の進捗状況や成果の把握といったものに重点化して評価を行うことが考えられる。

一方、中長期目標策定の際に重要度又は困難度が高いと設定した目標については、それ以外の目標に比べ、その達成状況や達成に向けた業務運営状況に、より一層注意を払う必要があると考えられることから、必ず重点化の対象項目とする。

上記の「重点化」とは、目標期間終了時における目標達成の上で重要なもののみ従来の単位・精度で評価を行うこととする一方、それ以外の項目については、簡素・効率的な評価となるような工夫を促すことにより、評価にメリハリをつけようとするものである。そのため、重点化の対象としない項目について、評価書においては、全ての目標項目について目標項目単位の評定とその根拠が明示されることを前提に、実績の分析や項目別評定の評価書の作成単位については、目標の内容等に応じて、簡素・効率的な評価となるよう工夫する。（例：評価書は主務大臣や機構のマネジメントに資する括りで記載する、評価書には必要な情報に限って記載するなど）

上記の措置により、機構における自己評価と業務管理の単位を近づ

けることができれば、自己評価を機構自身による業務の改善により活用しやすくなることが期待できる。こうしたことを踏まえ、重点化の対象としない項目の実績の分析等の単位を設定する際には、機構との十分な意思疎通を図り、機構における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するものとする。

- ③ 年度評価は、各事業年度における業務の実績等について、機構による自己評価の結果、機構が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、中長期計画の実施状況等に留意しつつ、機構の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評定を行うものとする。
 - ④ 年度評価は、中長期目標・計画の実施状況を確認しつつ、目標の策定時に設定した評価軸等に留意して行う。なお、研究開発に係る事務及び事業は、着実に実施していくことが期待される定常的・定型的業務とは異なり、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等といった「研究開発の特性」を有する創造的な業務であることを踏まえ、必ずしも時間に応じた線型的な事務及び事業の進捗、成果の創出等が期待できない場合が多いこと等についても十分配慮して評価を行う。
 - ⑤ 年度評価は、目標・計画の達成状況等にかかわらず、機構全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該評価項目だけでなく機構全体の評定に反映させるなど、当該年度における機構のマネジメントの状況にも留意するものとする。
 - ⑥ 予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して機構が自主的な努力を行っていた場合等には、評定において考慮するものとする。
- (2) 中長期目標期間評価（中長期目標期間における業務の実績の評価）
- ① 見込評価（通則法第 35 条の 6 第 1 項第 2 号に定める、中長期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中長期目標期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績の評価）
 - i 見込評価は、機構の「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的とし、「研究開発成果の最大化」及び「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」のため、評価の結果を中長期目標期間終了時の機構の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討並びに新中長期目標の策定に活用すること等に資するものとする。
 - ii 中長期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績及び中長期目標期間終了時に見込まれる業務の実績等に係る自己評価の結果及び機構が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、機構の中長期目標期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績等を調査・分析し、中長期目標の達成状況等の全体について総合的に評価するものとする。
 - iii 評価の結果を踏まえ業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所

要の措置を講じ、新中長期目標が適切に策定されるよう留意する。

- iv 「3（1）年度評価」の④～⑥については、見込評価においても準用する。

その際、「年度」を「中長期目標期間」と読み替えるものとする。

- ② 期間実績評価（通則法第35条の6第1項第3号に定める、中長期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中長期目標の期間における業務の実績に関する評価）

- i 期間実績評価は、機構の「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的とし、「研究開発成果の最大化」及び「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」のため、中長期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資するものとする。また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等にも十分留意する。
- ii 中長期目標期間終了時において、中長期目標期間全体の業務の実績等に係る自己評価の結果及び機構が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、機構の中長期目標期間に係る業務の実績を調査・分析し、中長期目標期間における中長期目標の達成状況等の全体について総合的な評定を行うものとする。
- iii 見込評価時に使用した中長期目標期間終了時の実績見込みと実績とに大幅な乖離がある場合には、期間実績評価時にその原因を分析するとともに、中長期目標等の変更の必要性について検討する。

なお、見込評価時に使用した中長期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に大幅な乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等必要な修正を行った上で、見込評価を活用することができる。

- iv 「3（1）年度評価」の④～⑥については、期間実績評価においても準用する。その際、「年度」を「中長期目標期間」と読み替えるものとする。

- ③ 中長期目標期間中間評価（通則法第35条の6第2項に定める、中長期目標期間の途中において通則法第21条の2第1項ただし書で定める法人の長の任期が終了する場合の、当該任期の末日を含む事業年度末までの期間（中間期間）における業務の実績の評価）

- i 中長期目標期間中間評価は、機構の「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的とし、「研究開発成果の最大化」及び「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」のため、中長期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資するものとする。また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても十分留意する。
- ii 通則法第21条の2第1項ただし書で定める法人の長の任期が終了する場合の、当該任期の末日を含む事業年度末までの期間（中間期間）について、中長期目標期間の開始時から当該事業年度までの業務の実績に係る自己評価の結果及び機構が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、機構の中間期間に係る業務の実績を調査・分析し、中間期間終了時までの中長期目標の達成状況等の全体について総合的な評定を行うものとする。

- iii 「3（1）年度評価」の④～⑥については、中長期目標期間中間評価においても準用する。その際、「年度」を「中間期間」と読み替えるものとする。

4 自己評価結果の活用等

- （1）通則法第35条の6第3項及び第4項に基づき作成する機構による自己評価書は、研究開発成果の最大化に資することを第一目的としつつ、国民に対する説明責任の履行、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保及び機構の自律的な業務運営の改善への活用等を目的とする。

あわせて、主務大臣が行う評価のための情報提供に資するものとする。

- （2）主務大臣は、機構に対して、主務大臣の評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある自己評価書の作成を求める。

なお、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」により、業績評価については、自己評価書において詳細情報が提供され、事業報告書においてその概要情報が提供されると整理されている。

- （3）主務大臣は、年度評価及び中長期目標期間評価において、自己評価書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。機構から質の高い自己評価書が提出され、かつ、それについて十分な説明責任が果たされている場合は、自己評価書を最大限活用し、当該自己評価書の正当性の観点から確認することや、審議会から当該自己評価書についての意見、助言等を聴取すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行う。

特に、年度評価については、3（1）の②の重点化の趣旨を踏まえ、自己評価が「B」であって、かつ主務大臣による評価に基づく評語も同一となる場合には、主務大臣による評価においては、目標が達成できた状態であること及び「B」であるとする自己評価における分析が妥当であることが明らかであればよいことから、主務大臣が作成する評価書の「主務大臣による評価」欄の「評定に至った理由」の記載は、「自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた」旨の記載で足りることとする。

ただし、この場合であっても、例えば、「B」という評定に至った分析が自己評価と一部でも異なる場合（この場合、自己評価と異なる内容の記載が必要。）、自己評価に記載されていない指摘をする必要がある場合（この場合、当該指摘事項の記載が必要。）等が想定される。このように、主務大臣と機構とで、評定に至る分析や判断の内容が異なる場合には、評価書の「主務大臣による評価」欄に「評定に至った理由」等の必要な情報を記載する必要がある。

- （4）主務大臣は、機構の業務実績、目標・計画の達成状況等について自己評価書等により把握、分析し、機構業務の政策・施策への適合性、機構の理事長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う。

- （5）主務大臣は、機構に対する評価において、質の高い自己評価を基盤として、それを適切に活用して評価することが望ましい。機構は、上記の主務大臣の評価に自己評価書が円滑に活用されるよう、自己評価書の作成に当たって、以下の点に努める。

- ① 本基準の（Ⅲの３）「各評価の目的・趣旨・基本方針」、（Ⅲの５）「評価の単位の設定」及び（Ⅲの６）「評価の方法等」（機構として実施可能なものに限る。）を踏まえ、機構のミッション、個別目標等に応じて設定された評価軸を意識して評価を行う。
- ② 機構の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。
- ③ 業務実績、目標・計画の達成状況及び機構内のマネジメントの状況等について、評価において十分に説明し得るよう、既に実施した研究開発課題（事業）の評価結果等を活用しつつ、プログラム単位など目標に応じたマネジメントに係る実効的な単位で評価を行い、当該自己評価を適正に行うための評価単位を統合したものが主務大臣が行う評価単位と整合するよう留意する。なお、その際、自己評価書の作成が機構の過度な負担とならないよう配慮するものとする。

なお、主務大臣は、年度評価の重点化に伴い、重点化の対象としない項目の実績の分析や項目別評定の評価書の作成の単位の設定に当たっては、機構における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するとともに、自己評価書の作成が機構の過度な負担とならないよう配慮することとする。これにより、目標単位ごとの評定とその根拠については、各目標項目と自己評価書における評定等との関係を整理したものを求めるにとどめるよう考慮することとする。
- ④ 記載内容の客観性、信憑性に十分留意しつつ、外部評価結果等を適切に活用し、自己評価に反映する。
- ⑤ 自己評価において業務運営上の課題を検出した場合には、具体的な改善方策などについても記入する。
- ⑥ 自己評価及び主務大臣による評価において検出された業務運営上の課題に関する改善方策などが示されているものについては、次年度以降の自己評価書において、その実施状況を記入する。

5 評価単位の設定

項目別評定は、目標策定指針に基づき、原則、中長期目標を定めた項目を評価単位として評価を行う。

なお、中長期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を次期中長期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

研究開発に関する事務及び事業以外については、的確な評価を実施するため、上記の考えに基づき設定した単位をより細分化した単位で項目別評定を行うことは妨げない。

また、年度評価については、重点化するに当たり、重点化の対象としない項目について、評価書においては、全ての目標項目について目標項目単位の評定とその根拠が明示されることを前提に、実績の分析や項目別評定の評価書の作成単位については、目標の内容等に応じて、簡素・効率的な評価単位となるよう工夫する。（例：評価書は主務大臣や機構のマネジメントに資する括りで記載する、評価書には必要な情報に限って記載するなど）上記の

措置により、機構における自己評価と業務管理の単位を近づけることができれば、自己評価を機構自身による業務の改善により活用しやすくなることが期待できる。こうしたことを踏まえ、重点化の対象としない項目の実績の分析等の単位を設定する際には、機構との十分な意思疎通を図り、機構における日常の業務管理の実態をできる限り尊重するものとする。

6 評価の方法等

主務大臣は、「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営を確保」等の目的を踏まえ、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。

(1) 評価の手順及び手法

原則、以下の手法による。

- ① 機構に対し評価に際し必要かつ十分な資料の提出を求める。
- ② 評価に当たって機構の理事長からのヒアリングを実施するほか、監事等からも意見を聴取するなど役員等から必要な情報を収集し、機構の実情を踏まえた的確な評価を実施する。
- ③ 審議会を開催し、意見を聴く。
- ④ 目標・計画（予算）と実績（決算）の差異についての要因分析を実施する。
- ⑤ 業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにした上で評価する。
- ⑥ 財務情報等を活用し、研究開発活動に係る成果等とインプットを対比させる。

なお、研究開発に係る事務及び事業に係る定量的なアウトプット指標のみを用いて機械的に効率性を図るような評価だけでは「研究開発成果の最大化」を促すような評価とはならないことから、機構のミッション、個別目標等に応じて設定された適切な諸評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から総合的に勘案した結果としての研究開発活動に係る成果等とインプットとを対比させる。

- ⑦ 過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用する。
- ⑧ 業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を行う。
- ⑨ 同一法人の過去の実績との比較・分析を行う。
- ⑩ 複数の施設・事務所で同種の業務を行っており、全体の評価を行うだけでは業務運営上の課題を把握し難い場合には、施設・事務所ごとの業務実績を把握し、計画に対する比較・分析を行う。

上記のほか、必要に応じて以下に掲げる事項その他評価の実効性を確保するための手法を適用する。

- ⑪ 機構に対する現地調査
- ⑫ 同業種の民間企業との比較・分析

(2) 評価の視点等

① 研究開発に係る事務及び事業に関する評価

主務大臣は、中長期目標の策定時に、機構のミッション及び個別目標等に応じ、機構及び審議会の意見等を踏まえて設定した評価軸を基本として評価を行う。

ただし、機構における研究開発に係る事務及び事業は、諸事情の変化に応じて迅速かつ柔軟に対応していく動的なシステムの中で捉えていく必要があることから、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化等の諸事情により、従来の評価軸より適切な評価軸を設定する必要がある場合には、評価の実効性を確保するため、評価軸についても適切かつ柔軟に見直す。

評価軸は、科学技術イノベーション政策等国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとすることに留意する。

評価軸を基本として評価する際は、定性的な観点及び定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要である。

なお、主務大臣は、客観的・定量的な評価指標を設定することの研究開発の現場への影響等についても十分に考慮し、評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と、正確な事実を把握するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分けて取り扱う。

そのほか、以下に留意して評価を行う。

i 「研究開発成果の最大化」に向けた評価

機構の第一目的である「研究開発成果の最大化」とは、国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」することである。これは、個々の研究課題（事業）を個別に「最適化」しそれを積み上げることのみによって確保されるというよりも、むしろ、機構がマネジメント力を最大限に発揮することにより、

ア 研究開発に係る優れた人材の確保・育成を図る。

イ 適切な資源配分を実施する。

ウ 事業間の連携・融合を促す。

エ 研究者の能力を最大限引き出す研究開発環境を整備する。

オ 大学・民間企業等の他機関と連携・協力を進める。

等を通じて、機構全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。

そのため、機構の第一目的である「研究開発成果の最大化」のためには、目標を定めた項目を評価単位とすることを原則とし、機構のミッション、個別目標等に応じて設定された適切な諸評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から総合的に評価することが重要である。

また、「研究開発成果の最大化」は、機構が自ら実施する研究開発により創出された直接的な成果のみならず、機構の使命、業務等に応じて、革新的技術シーズを事業化へつなぐ応用研究や成果の実用化などの橋渡し、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成と活用促進、研究開発に係る人材の養成、多様な人材の活用促進、科学技術に対する

理解の増進、科学技術情報の収集・提供・分析・戦略策定、施設・設備の整備・共用促進、行政への技術的支援、他機関との連携・協力等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化することであることに留意して評価することが重要である。

また、主務大臣は、機構の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、機構の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

ii 「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」に向けた評価

機構についても公費を基盤として活動する主体であることから、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保の観点から適切に評価を行う。

iii 研究開発の特性等を踏まえた評価

主務大臣は、機構の中でも各々の研究開発の性格が異なること、研究開発には長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性があること、特に、医療分野の研究開発は、ヒトを研究対象として健康へ悪影響を及ぼしかねない臨床研究や医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく承認申請が必要であるなど他の研究分野にはない特殊性があること等に鑑み、機構の評価に当たっては、目標の達成度を評価する手法、国際的な水準を踏まえ専門的に評価する手法（海外の類似の機関のパフォーマンスとの比較を含む。）、将来性について先を見通して評価する手法、アウトカムへの貢献状況について評価する手法、橋渡し研究について受託研究等企業からの資金受入れを含めて評価する手法、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成・活用を評価する手法等、最もふさわしい評価手法を適切に選択する。

また、研究開発に係る事務及び事業は、着実に実施していくことが期待される定常的・定型的業務とは異なり、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等といった「研究開発の特性」を有する創造的な業務であることを踏まえ、必ずしも時間に応じた直線型的な事務及び事業の進捗、成果の創出等が期待できない場合があること等についても十分配慮して評価を行う。

さらに、法人評価とは別に行われている個別具体的な事業、取組の評価結果や機構の自己評価結果の活用等により、合理的かつ効率的に評価を行う。

iv 競争的研究資金等の外部資金による事業等の評価に係る留意点

競争的研究資金制度や民間企業等からの委託研究等の運営費交付金以外の外部資金による事業等は、必ずしも事前に獲得が予見できるものではないこと、通常において法人評価とは別に評価が行われていることなどを踏まえ、評価の不合理な重複を回避しつつ、外部資

金による事業等に係る取組、成果等についても適切に評価に加味するなど、運営費交付金関係事業等に対する評価とは異なる適切な取扱いとすることに留意する。

v 研究不正の防止に係る評価

機構が配分する研究費により実施される研究における研究不正に対応するための規程や組織としての責任体制の整備及び運用状況を確認していくこと等を通じて、機構が研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、組織としての責任体制を確立し、管理責任の明確化を図り、万が一研究不正が発生した場合に厳正に対応する等の取組に資するような評価を行う。

vi 法人に共通的なマネジメントに係る評価の視点

公費を基盤として活動する法人として共通的なマネジメント（政府方針、財務状況、保有資産の管理・運用、人件費管理、契約、関連法人等）に係る評価については、評価指針において中期目標管理法法人に対して示されているものと同様の評価の視点を踏まえて評価することを基本とする。

ただし、例えば、知的財産の管理、給与水準、人件費、契約、運営費交付金債務に係る事項等、「研究開発成果の最大化」とも関連する事項については、研究開発の特性、機構のミッション、業務の特性等を踏まえて別途適切な評価の視点を設定するなど、「研究開発成果の最大化」という第一目的をも踏まえ、「適正、効果的かつ効率的な業務運営」と「研究開発成果の最大化」の両立の実現に資するという観点を十分に考慮に入れて評価を行う。

vii 理事長のマネジメントの評価

主務大臣は、理事長のマネジメントについて適切に確認・評価する。その際、理事長のマネジメントの研究開発面・経営面双方についてのサポート体制についても確認する。特に、期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として理事長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、理事長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

viii 評価結果の活用等

機構は、評価結果を、「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」に向けて、業務運営の改善等のために適切に活用する。

主務大臣は、機構の「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」等につなげるために、評価結果を、次期中長期目標の策定、理事長の任命等に適切に活用する。

また、主務大臣は、国民に対して分かりやすく説明責任を果たすため、評価書を適切に作成し、その積極的な公表に努める。

② 研究開発以外の事務及び事業に関する評価

「目標策定の際に考慮すべき視点」（平成 26 年 9 月 2 日総務省行政管理局長決定）等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内

容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、機構に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

その際、次のような目標については、その内容に応じた適切な方法による評価を行う。

- i) 目標策定時点において最終的に達成すべき目標の具体的な内容とその水準、達成すべき時期を明らかにすることが、国の政策や機構の役割（ミッション）等に照らして必ずしも適切ではない又は明らかにできないような目標については、
 - ア 中長期目標において、当該中長期目標期間中に取り組む内容とその水準、期限及びそれらの設定の考え方が明らかにされている場合は、その内容に従って適切に評価を行う。
 - イ 中長期目標において、上記 i) の記述ができていない場合、最終的な目標の達成に向けたマネジメントの取組やその方向性が定められている場合は、それ以降の期間において、達成されるべき成果やその水準について検討し、明確化を図るとともに、最終的な目標の達成に至る機構の長によるマネジメントの具体的な取組内容が最終的な目標の達成に資するものとなっているかどうかとの観点から評価を行う。
 - ウ 上記ア及びイにより難しい場合は、年度評価又は見込評価の時点等具体的な評価の視点や方法を定めることが可能になった時点で、それらを具体的に定めることも考えられる（その場合、それまでの間の年度評価においては、成果の把握等可能な範囲で目標達成に向けた状況を把握すること。）。
- ii) 機構がその強みをいかして関係機関・団体を支援する役割を積極的に担うことや機構単独での事務・事業の実施に限ることなく、関係機関・団体との役割分担を明確にしつつ、専門人材の交流を含めて、それらとの協働体制を確立・強化することに関する目標については、具体的な取組内容が支援や協働体制の確立・強化の実施を求めた趣旨に沿ったものであるかどうかとの観点からも適切に評価を行う。
- iii) 機構やその業務の特性等に応じた人材確保・育成に関する目標については、人材確保・育成方針を策定しているかどうか、また、当該方針の内容やそれに基づく具体的な取組は、専門性、ノウハウ、技術、知見等といった機構の強みの維持・向上に資するものとなっているかどうかとの観点から適切に評価を行う。
- iv) 機構の長のトップマネジメントについての取組を促す目標については、具体的な取組内容に応じて適切に評価を行う。

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）において、「各法人が P D C A サイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。

7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

(1) 年度評価

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

・ 研究開発に係る事務及び事業

各評価項目の評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

・ 研究開発に係る事務及び事業以外

評価指針における中期目標管理法の規定を準用する。この場合において、「中期目標」を「中長期目標」と、「中期計画」を「中長期計画」と読み替えることとする。

ii 項目別評定の留意事項

ア その評定に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、機構の業務運営の改善に資する助言等についても

付言する。

その際、自己評価が「B」であって、かつ主務大臣による評価に基づく評語も同一である場合は、目標が達成された状態であること及び自己評価による「B」とする根拠の分析が妥当であることが明らかであればよいことから、評価書の「主務大臣による評価」欄の「評価に至った理由」の記載は、「自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた」旨の記載で足りることとする。

ただし、この場合であっても、例えば、「B」という評価に至った分析が自己評価と一部でも異なる場合（この場合、自己評価と異なる内容の記載が必要。）、自己評価に記載されていない指摘をする必要がある場合（この場合、当該指摘事項の記載が必要。）等が想定される。このように、主務大臣と機構とで、評価に至る分析や判断の内容が異なる場合には、評価書の「主務大臣による評価」欄に「評価に至った理由」等の必要な情報を記載する必要がある。

イ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評価を一段階引き上げることを考慮する。ただし、評価を引き上げる場合は、評価を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評価を一段階引き上げることにについて考慮する。

評価を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評価を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。

一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記イの考慮の対象とはしない。

エ 機構のミッション、個別目標等に応じて設定された適切な評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期、政策的観点等から総合的に評価した結果を評価に反映する。

オ 評価は、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等に応じて、目標策定時に多角的に設定された評価軸に関して必要に応じて重み付けを行い、外部の専門的な知見・見識も踏まえて総合的な勘案により行うものであるが、その際、どのような理由で何に重み付けを行い、それを踏まえてどのような判断により評価に至ったかの理由を、分かりやすい形で目標の内容に応じて定量的・定性的な観点から明確に記述する。

カ 評価区分は上記① i のとおりであるが、具体的には、

- ・ 「成果・取組の科学的意義（独創性・革新性・先導性・発展性等）」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評価としては、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「世界で初めて

の成果や従来の概念を覆す成果などによる当該分野でのブレークスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など

- ・ 「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など
- ・ 「社会的価値（安全・安心な社会等）の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」など
- ・ 「マネジメント」や「人材育成」に関する評価軸であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献」、「我が国において政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施」などが想定される。

また、

- ・ A評定の判断としては、S評定には至らないが成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献
- ・ B評定の判断としては、成果等の創出に向けた着実な進展
- ・ C評定の判断としては、一層の工夫・改善の必要性
- ・ D評定の判断としては、抜本的見直しを含め特段の工夫・改善の必要性

が認められる場合が想定される。

キ なお、年度評価においては、例えば、成果創出に向けた進捗の早期化や成果実現の確度の向上などが明らかになった場合には、これらを加味した評価を行うことに留意する。

ク 主務大臣は、機構の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、機構の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

ケ 特に、最上級の評定「S」を付す場合には、機構の実績等が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、設定した評価軸に基づく評価結果を踏まえて具体的かつ明確に記述するものとする。

コ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、具体的かつ明確な問題点が明らかになった場合には、機構に対し、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

サ 目標策定の妥当性に留意し、目標の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

シ 期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として理事長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、理事長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

ス 主務大臣が評価の基準を作成する場合において、各評価項目に対し評価を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が所期の目標を達成していると認められる状態となるよう設定することに留意するものとする。

② 総合評価

総合評価は、記述による全体評価を行うとともに、項目別評価及び記述による全体評価を踏まえ、評語による評価を付して行う。

総合評価を行うに当たっては、機構のミッション及び政策上の要請等を踏まえ、「法人全体としての研究開発成果の最大化に関すること」、「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関すること」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、機構の業務全体に係る総合評価を行う。

i 記述による全体評価

ア その評価に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、機構の業務運営の改善に資する助言等を付言する。

イ また、記述による全体評価は、項目別評価も踏まえ、総合的な視点から以下の事項その他評価に必要な事項を記述する。

・ 項目別評価の総括

- a 項目別評価のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- b 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- c 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策。特に、改善命令が必要な事項についてはその旨を具体的かつ明確に記述する。
- d 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

・ 全体評価に影響を与える事象

- a 機構全体の信用を失墜させる事象など、機構全体の評価に影響を与える事象
- b 目標策定指針Ⅲの2(2)の「法人全体を総括する章」において記載される法人のミッション、役割の達成について特に考慮すべき事項
- c 中長期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績(災害対応など)

・ その他特記事項

ii 評語による評価

ア 評語による評価は、項目別評価及び記述による全体評価を総合的に勘案して行う。

イ 評価は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行

うものとする。

ウ 各評価項目と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

iii 総合評定の留意事項

ア 「法人全体としての研究開発成果の最大化」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、機構の業務全体に係る総合評定を行う。

イ 機構のミッション等を踏まえ、「法人全体としての研究開発成果の最大化に関すること」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関すること」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から機構の業務全体について総合的に評価する。

ウ 主務大臣は、機構の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、機構の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

エ 機構全体として期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として理事長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、理事長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

オ あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評価において十分に考慮するものとする。

カ 機構全体の信用を失墜させる事象について、機構組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評価にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評価を行うことは不可とする。

キ なお、「研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について、組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評価を行った場合には、他の項目別評価にかかわらず「A」以上の評価を行うことは不可とする。

(2) 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価、中長期目標期間中間評価）

① 項目別評価

i 評価区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評価を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

・ 研究開発に係る事務及び事業

各評価項目の評価区分の関係は、以下のとおりとする。

S：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案し

た結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

- ・ 研究開発に係る事務及び事業以外

評価指針における中期目標管理法人の規定を準用する。この場合において、「中期目標」を「中長期目標」と、「中期計画」を「中長期計画」と読み替えることとする。

- ii 項目別評定の留意事項

ア その評定に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、機構の業務運営の改善に資する助言等についても付言する。

イ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評定を一段階引き上げることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。

一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記イの考慮の対象とはしない。

エ 機構のミッション、個別目標等に応じて設定された適切な諸評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期、政策的観点等から総合的に評価した結果を評定に反映する。

オ 評定は、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等に応じて、目標策定時に多角的に設定された評価軸に関して必要に応じて重み付けを行い、外部の専門的な知見・見識も踏まえて総合的な勘案により行うものであるが、その際、どのような理由で何に重み付けを行い、それを踏まえてどのような判断により評定に至ったかの理由を、分かりやすい形で目標の内容に応じて定量的・定性的な観点から明確に記述する。

カ 評定区分は上記① i のとおりであるが、具体的には、

- ・ 「成果・取組の科学的意義（独創性・革新性・先導性・発展性

等)」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「世界で初めての成果や従来の概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など

- ・ 「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など
- ・ 「社会的価値（安全・安心な社会等）の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」など
- ・ 「マネジメント」や「人材育成」に関する評価軸であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献」、「我が国において政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施」などが想定される。

また、

- ・ A評定の判断としては、S評定には至らないが成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献
- ・ B評定の判断としては、成果等の創出に向けた着実な進展
- ・ C評定の判断としては、一層の工夫・改善の必要性
- ・ D評定の判断としては、抜本的見直しを含め特段の工夫・改善の必要性

が認められる場合が想定される。

キ 主務大臣は、機構の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、機構の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

ク 特に、最上級の評定「S」を付す場合には、機構の実績等が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、設定した評価軸に基づく評価結果を踏まえて具体的かつ明確に記述するものとする。

ケ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な指摘、助言、警告等を行う。

コ 目標策定の妥当性に留意し、目標の変更が必要な事項が検出さ

れた場合にはその旨記載する。

サ 期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として理事長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、理事長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

シ 主務大臣が評価の基準を作成する場合において、各評価項目に対し評価を行うための具体的な目安を示す場合には、「B」が所期の目標を十分に達成し、機構としての役割を果たしている状態となるよう設定することに留意するものとする。

ス 期間実績評価時においては、見込評価時に見込んだ中長期目標期間終了時の業務実績の見込みと中長期目標期間実績評価時の実際の業務実績とに大幅な乖離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。

なお、見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に大幅な乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等必要な修正を行った上で、見込評価を活用することができる。

セ 評価にあわせ、次期中長期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

ソ 中長期目標期間中間評価においては、評価にあわせ、中長期目標期間終了時までの業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

② 総合評価

総合評価は、記述による全体評価を行うとともに、項目別評価及び記述による全体評価を踏まえ、機構全体の業務実績等に対し評価を付して行う。

総合評価を行うに当たっては、機構のミッション及び政策上の要請等を踏まえ、「法人全体としての研究開発成果の最大化に関すること」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関すること」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、機構の業務全体に係る総合評価を行う。

i 記述による全体評価

ア 評価に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、機構全体の業務運営の改善に資する助言等を付言する。

イ また、記述による全体評価は、以下の事項その他評価に必要な事項を記述する。

- ・ 項目別評価の総括
 - a 項目別評価のうち重要な項目の実績及び評価の概要
 - b 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
 - c 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策。
特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨明記する。
 - d 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等
- ・ 全体評価に影響を与える事象

- a 機構全体の信用を失墜させる事象など、機構全体の評価に影響を与える事象
 - b 目標策定指針Ⅲの2(2)の「法人全体を総括する章」において記載される法人のミッション、役割の達成の状況
 - c 中長期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績(災害対応など)
- ・ その他特記事項
- ii 評語による評価
 - ア 評語による評価は、項目別評価及び記述による全体評価を総合的に勘案して行う。
 - イ 評価は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。
 - ウ 各評価項目と評価区分の関係は、以下のとおりとする。
 - S：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
 - A：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
 - B：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
 - C：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
 - D：機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。
- iii 総合評価の留意事項
 - ア 「法人全体としての研究開発成果の最大化」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、機構の業務全体に係る総合評価を行う。
 - イ 機構のミッション等を踏まえ、「法人全体としての研究開発成果

の最大化に関すること」及び「法人全体としての適正、効果的かつ効率的な業務運営に関すること」を重点とし、目標間の関係、重要度等についても適切に勘案しながら、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から、機構の業務全体について総合的に評価する。

ウ 主務大臣は、機構の「研究開発成果の最大化」に向けて責任を有する当事者として、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、機構の「研究開発成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

エ 機構全体として期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として理事長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、理事長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

オ 見込評価においては、評定のほか、以下の事項を記載する。

- ・ 業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中長期目標策定に関する留意事項
- ・ 次期中長期目標期間に係る予算要求に関する留意事項

カ 期間実績評価においては、評定のほか、以下の事項を記載する。

- ・ 見込評価時に予期しなかった事項で次期中長期目標の変更等の対応が必要な事項

キ あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮するものとする。

ク 機構全体の信用を失墜させる事象について、機構組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。

ケ 「研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評価を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

コ 見込評価においては、評価単位の設定、評価軸、評価指標、総合評定の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行うものとする。

8 評価書の作成

(1) 評価書の様式

評価書は、別途総務省行政管理局長が定める様式（平成 26 年 9 月 2 日総務省行政管理局長決定）に基づき作成するものとする。

(2) 記載すべき事項

評価書は、以下の事項を記載するものとする。

- ① 評価の概要
 - i 評価対象に関する事項
 - ア 法人名
 - イ 対象年度（年度評価）
 - ウ 対象期間（中長期目標期間評価）
 - ii 評価の実施者に関する事項
 - ア 共管法人の場合には評価の分担の概要
 - イ 評価を担当した部局、作成者（課長名）
 - ウ 評価を点検した部局、作成者（課長名）
 - iii 評価の実施に関する事項
 - ア 理事長ヒアリングなど、評価に際し実施した手続
 - イ 審議会の概要及び審議の実績（構成員、活動実績、主な審議内容等）
 - iv その他評価に関する重要事項
- ② 総合評定
 - i 評語による評定
 - ii 記述による全体評定
 - iii 機構が実施した事項のうち、中長期目標・中長期計画・年度計画に記載のない事項で、全体評定において考慮すべき事項
 - iv 見込評価においては、業務及び組織の全般的な検討及び次期中長期目標策定に関して取るべき方策
 - v 次期中長期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項
 - vi 中長期計画の変更が必要な場合には当該事項
 - vii 中長期目標期間評価において、次期中長期目標の変更が必要な場合には当該事項
 - viii 審議会の意見
- ③ 項目別評定の総括表
 - ・項目別評定で付された評語の経年による一覧表示
 - ・必要に応じ各項目に付された重要度・困難度が分かるように記載
 - ・評価対象年度において該当する事象がなかった場合には「-」とし、総合評定に反映しない。
- ④ 項目別評定
 - i 当該事務及び事業に関する基本情報
 - ア 当該事務・事業の実施の根拠（関連する政策・施策、個別法の条文番号など）
 - イ 政策評価における事前分析表等との関連（事前分析表番号、行政事業レビューのレビューシートの番号を記載し、対応する達成手段を明らかにする。）
 - ウ 必要に応じ当該項目の重要度、困難度（目標策定の際に定めたもの等を記載）
 - ii 主要な経年データ
 - ア アウトカム及び（又は）アウトプット情報

イ インプット情報（予算額、決算額、経常費用、行政コスト、人員など）

iii 目標、計画、評価に関する事項

ア 対応する中長期目標・中長期計画・年度計画

イ 業務の実績、将来的な成果の創出の期待等、自己評価

ウ 評価軸、用いた評価指標、モニタリング指標、評価の視点

エ 評定及びその根拠

オ 業務運営上の課題及び改善方策

カ 目標水準の変更が必要な場合にはその概要

キ 審議会の意見

iv その他参考情報（必要に応じ実施する予算差異分析、財務分析など）

（３）記載における留意点

- ① 評価書は国民に対し機構の業務の実績とその評価を説明する重要な書類であることを踏まえ、曖昧又は冗長な表現は排除し、簡潔かつ明瞭な分かりやすいものとする。
- ② 経年比較等のデータ比較・分析情報を表形式で記載するなど、一覧性や分かりやすさに留意する。
- ③ 見込評価と中長期目標期間実績評価の項目別の評定はそれぞれ並列して表記し、見込みと実績の差異を分かりやすく示すよう努める。
- ④ 記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この決定は、令和元年６月２４日から施行する。
（評価基準に係る経過措置）
- 2 この決定による改正後の国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務の実績等に関する評価の基準７（１）①及び（２）①の規定は、令和２年度以後の事業年度及び中長期目標の期間に係る評価について適用し、令和元年度までの事業年度及び中長期目標の期間に係る評価については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この決定は、令和３年４月６日から施行する。